

札幌大谷大学同窓会支部の設置及び廃止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌大谷大学同窓会会則（以下「会則」という。）第4条第2項に基づき、支部の設置及び廃止等に関し、必要な事項を定める。

(支部設立)

第2条 支部を設立するときは、次の書類を各1通本部に提出し、役員会を経て、総会の承認を得なければならない。

- (1) 支部設立申請書
- (2) 支部会則
- (3) 支部役員名簿
- (4) 支部会員名簿

(支部長)

第3条 各支部に支部長を置き、支部長は支部を代表する。

(支部総会)

第4条 支部は、定期的に総会を開催しなければならない。

(本部・支部連携会議)

第5条 本部及び各支部の連携に資するため、本部・支部連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

- 2 連携会議は、本部役員及び各支部の支部長をもって構成する。
- 3 連携会議は、必要により会長が招集する。

(支部活動報告)

第6条 各支部は、次に掲げる事項について、毎年本部に報告しなければならない。

- (1) 支部役員に関する事項
- (2) 支部会員に関する事項
- (3) 支部会則に関する事項
- (4) 支部事業報告及び計画、収支予算及び収支決算に関する事項
- (5) その他本部より要請のあった事項

(支部の廃止等)

第7条 本部は、支部の存続性が喪失したと認められる場合、または特別な事由が生じた場合は、総会の承認を経て、その支部を廃止又は休止することができる。

(支部運営費)

第8条 本部は、各支部へ毎年度一律60,000円を支部運営費として交付する。

2 支部は、前項の支部運営費による当該年度の事業運営が困難な場合は、次の各号の書類を本部に提出し、支部運営費の加算を申請できるものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書案及び収支予算書案
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 支部運営費加算申請書

3 前項の申請による加算額は、当該年度の5月1日を基準日とした支部会員数に応じ、次の各号を限度額とし、役員会の議を経て総会で決定する。

- (1) 50名未満 40,000円
- (2) 50名以上100名未満 80,000円
- (3) 100名以上 120,000円

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議を経て総会で決定する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、支部の運営に必要な事項は、本部と協議のうえ各支部が支部の総会等に諮って定める。

附 則 (平成26年10月4日臨時総会)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に設置されている支部は、この規程により設置されたものとみなす。